

議案第 40 号

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「市長は、前条の規定にかかわらず、市長が改善センターの設置目的にそって施設、設備を利用し、次」を「前条の規定にかかわらず、市長は、改善センターの使用がその設置目的に合致し、及び次」に、「使用料の一部又は全部を減額し、免除」を「使用料条例に定める使用料を免除し、又はその 2 分の 1 の額を減額」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 3 項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、改善センターの使用がその設置目的に合致し、及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表に定める使用料を免除し、又はその 2 分の 1 の額を減額することができる。

(1) 使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号ア又はイに該当する場合 免除

(2) 次のいずれかに該当する場合 2分の1の額の減額

ア 市の機関が後援、協力又は協賛する事業等であって、宿泊を伴うものであるとき。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（専門職大学、短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校又は専修学校に在籍する児童、生徒又は学生が宿泊を伴う共同宿泊学習を行うとき。

3 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、別表に定める使用料を免除し、又は減額することができる。

4 前3項の規定により算出して得た使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表備考を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。